

令和3年3月31日

令和2年度司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書

法科大学院協会司法試験等検討委員会

1. まえおき

法科大学院協会司法試験等検討委員会は、令和2年8月に行われた第15回司法試験について、すべての法科大学院を対象としてアンケート調査を行い、全44校中の38校から回答を得た（回答率86.4%：昨年度は47校中46校で97.8%）。コロナ禍で多忙の中、ご協力いただいた会員校の責任者・担当者の方々に厚く御礼申し上げたい。

調査は、これまでと同様、法科大学院教員の立場からみて、各科目の試験内容を適切と評価するかどうかを尋ね、その理由の記載を求めるとともに、末尾に試験全体につき意見を記載してもらう形式で実施した。更に、出題趣旨・最低ライン点の設定について、新たな法曹養成ルートの新設に伴う試験のあり方などについても意見を募った。

この報告書は、回答集計と付記された理由・意見を取りまとめたものを各委員に送って関係分野についての評価を依頼し、その結果を報告書案にまとめて全委員に回覧した上で作成したものである。

回答校の割合は、短答式全体で平均93.9%（昨年度は83.8%）、論文式試験必修科目全体で平均92.5%（昨年度は83.8%）、論文式試験選択科目については平均55.1%（昨年度は51.4%）に達し、高水準となっている。もっとも、これは回答数に対する比率を表しているものであるが、前提となる回答数が今年度はかなり減っている（今年度のアンケート調査における各種の数値を見る際には、この点にも留意する必要がある）。今年度は試験日程が変更になったことに伴い、アンケートの時期が大学特有の繁忙期に重なってしまったこともあり、対応が難しい面もあったものと思われる。しかし、法科大学院制度が大きな転換点を迎つつある現状において、司法試験の動向を注視することは法科大学院にとって極めて重要なことである。その関連において本アンケートは重要な意義を有するところ、本アンケートの価値及び信頼性を維持するために、会員校の方々には今後も引き続きご協力をお願いしたい。

回答内容全体を概観すると、短答式試験については「適切」「どちらかといえば適切」とする回答があわせて98.1%、論文式試験については、必修科目92.3%、選択科目85.6%である。一昨年・昨年の数値は、短答式試験が91.3%・91.3%、論文式必修科目が84.8%・84.2%、論文式試験選択科目が78.7%・75.9%であるから、試験問題に対する積極的評価は、ここ3年間、高い水準で安定しており、とりわけ今年度は高い数値となっている。

分野ごとに試験問題の評価をみると、短答式においては、いずれの科目も積極的評価が高い（憲法と民法は 100.0%，刑法は 94.4%）。論文式必修科目においては、いずれも積極的評価が高いが、民法（97.4%：昨年度 97.6%）、民事訴訟法（97.2%：昨年度 81.6%）の評価が特に高かった。これらの科目に共通する肯定意見としては、基本事項を問いながらも考えさせる出題であること、法科大学院での教育内容に沿うものであることが挙げられている。これらは他の科目においても肯定的な評価をする際のポイントとして挙げられており、科目によって微妙な差はあるにせよ、出題の良し悪しを判断する際の重要な視点としてほぼ共有されているものだといえよう。また、出題範囲に偏りが無いことといったバランスの良さも高評価につながっているようである。

憲法と刑法は前々回の試験から出題形式の変化がみられ、今年度もその傾向は続いている。昨年度までは両科目とも評価に微妙な揺らぎが感じられたが、今年度の積極的評価は憲法が 91.2%（昨年度 81.6%，一昨年度 79.2%）、刑法が 85.3%（昨年度 73.0%，一昨年度 71.0%）と、いずれも上昇した。新たな出題形式も定着してきた感があり、問い方にも一定の工夫がみられることなどが評価されてきているようである。学生の学習態度に及ぼす変化・影響も含め、今後の動向を引き続き注視すべきであろう。

今年は出題の仕方に工夫が見られたという意見が例年より多かったようである。例えば、社会問題や世相に留意した出題である（憲法）、解答のためのヒントが十分に与えられている（行政法）、犯罪の不成立となりうる事実を拾い出す問題が出題されている（刑法）といった意見が目立つところである。単に知識を吐き出すとか定型のフォーマットの文章を貼り付けるといったことだけではなく、その場で考える力がどの程度あるのかを判断するためにいろいろと工夫されているのであろう。そのこと自体は、概ね好意的に評価されているといってよいが、試験時間が限られている中で、どの程度現場での思考力・応用力を見るのかという点については適切なバランスをとることが大切ではないかという意見にも重みがある。

選択科目は、全体としては積極的評価が 85.6%（昨年度 75.9%）であり概ね高評価といえるであろう。昨年度は極端に積極的評価が低い科目（経済法 32%）があったが、今年度は全科目とも積極的評価が 70%を超えている。もっとも、個別に見ると批判的な意見も散見される。基本的な内容が出題されることが積極的評価のポイントの 1 つであることはある程度共通しているが、何が基本的な内容なのかという点に関する認識が、科目によって、また、担当者によって微妙に異なるようにも思われる。選択科目の場合には必修科目よりもそのようなブレが生じやすいのかもしれない。

出題趣旨については、多様な意見が開陳されている。全体としては、出題趣旨は学習・教育に役立つという観点からの肯定的な意見が比較的多いように見受けられる。もっとも、今年度は、出題趣旨を評価しつつも、こうすればさらに良かったというような注文を付ける意見が少なくないようである。近年、出題趣旨についてはそのクオリティが上がったという声

が多かったが、そのような評価を前提としつつ、より一層のブラッシュアップを求める期待の表れだといえよう。なお、配点・採点基準・解答例の明示を求める意見が複数寄せられている。これらを明示することによりどのような問題があるのか分からないが、少なくとも実施の可否くらいは検討すべきであるように思われる。

出題趣旨はもっと早い段階で公表すべきであるとの意見があった。司法試験委員会決定（平成 17 年 11 月 8 日）により、「出題の趣旨の公表については、合格発表後、速やかに法務省ホームページ等に掲載する」とされており、現状ではやむを得ないが、この公表時期に合理性があるのかは引き続き検討の余地があろう。

最低ライン点の設定については、各系の科目ごとに設定・公表したほうがよいとする意見が見られた。また、今後の方向性として、最低ライン点を上げたほうがよいとする意見と下げたほうがよいとする意見が見られることは興味深い。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方などに関しては、実に多様な意見が寄せられた。この問題に関する関心の高さがうかがわれる。全体的な傾向としては、試験のあり方を変える必要は基本的にはないとする意見が大勢を占めるものの、同時に、試験までの学修時間が短縮されることに対応した工夫が求められるという意見も相当数見られる。このような傾向は前回のアンケートと変わらないが、今回は、学修が受験対策的なものに偏らないように留意する必要があるという意見が複数見られることが注目される。また、試験のレベルを下げることは、予備試験ルートの選択をより合理的なものにしてしまいかねない、という指摘にはプロセスとしての法曹養成という観点から無視し得ない問題点が含まれているように思われる。受験生の学修時間が減ることについては、必修科目と選択科目の間で、また、必修科目でも憲法・民法・刑法とそれ以外の科目との間でも、若干の温度差があるようである。法曹コースとの連携の在り方も含め、検討課題は少なくない。有益な意見が多数寄せられたので、是非とも回答付記意見を参照していただきたい。

試験全体についてもさまざまな意見が寄せられた。詳細については回答付記意見を参照していただきたいが、本アンケートの意義・利用法について意見が寄せられているので、その点について一言付言しておきたい。本アンケートは現行司法試験が始まったときから継続して実施されているものであり、司法試験のあり方を考える際の基礎資料として重要であるのはもちろんのこと、法科大学院協会の HP 上で公開し、また、各種の催しなどでその内容を紹介するなどして、広く試験のあり方について考えてもらうための素材を提供するものでもある。例えば、（今年度はコロナ禍のため開催されなかったが）例年、日弁連のシンポジウムや法務省の司法試験検証担当考査委員会で本アンケートの内容は紹介されており、特に、後者では今後の試験のあり方について議論する際に本アンケートが活用されている。このようなパイプを通じて、本アンケートに寄せられた意見は、試験のあり方を検討する場で参照され、そこでの議論に反映されていることをご理解いただきたい。今後も引き続

き、本アンケートにご協力をお願いする所以である。併せて、法科大学院制度を中核とする法曹養成制度のあり方の再検討が進められている中で、政府の関連会議等において、本アンケート調査結果及び寄せられた意見等に十分な考慮を払われるよう要望したい。

※ 以下の記述中、無回答の割合を示すパーセンテージ表記は回答・無回答を含む総数を母数としたものであり、その他のパーセンテージ表記は当該分野に係る無回答を除く数値を母数としたものである。

2. 短答式試験について

(1) 憲法分野

短答式試験の憲法分野では 34 校から回答が寄せられた（昨年度は 36 校。なお、本年度の無回答は 4 校）。そのうち、「適切」と回答したものが 20 校（58.8%。昨年度は 58.3%），「どちらかといえば適切」が 14 校（41.2%。昨年度は 36.1%），「どちらともいえない」が 0 校（0%。昨年度は 2.8%），「どちらかといえば適切でない」も 0 校（0%。昨年度は 2.8%），「適切でない」も 0 校（0%。昨年度も 0%）という結果であった。例年、「適切」と「どちらかといえば適切」の両者併せて 90%を上回る割合が示されていたものの、今回のように、「適切でない」が 0 校だっただけでなく、「どちらかといえば適切でない」と「どちらともいえない」も 0 校であったのは初めてであろう。憲法の短答式試験に関しては、出題の形式・水準ともに、現状のようなやり方でよいとの評価が定着したものと解される。

気になるのは無回答が 4 校（10.5%）もあることである。昨年度の無回答 10 校と比べると、その数は減少こそしたものの、民法（1 校）や刑法（2 校）と比べると、無回答の数が若干多い。まさか評価できなかったというわけではないだろうから、評価（回答）することに意義を見出せなかったのだらうと推測されるが、そうだとすると残念である。

「適切」とする評価は、基本的な判例・学説が出題の素材とされていて、難易度も高くない（格別の難問は見当たらない）ということを経由するものが多い。法科大学院教育との整合性が保たれていることも、高評価の理由になっているようである。「適切」さに若干の疑問が呈されるとき理由として挙げられるのは、判例の細部の知識が問われている・少しマイナーな判例が素材にされているといった理由である。短答式試験に対しては、あくまでも基本的な知識を問う出題が期待されているようである。

(2) 民法分野

短答式の民法分野について回答があったのは 37 校であった。出題内容について適切とするのが 22 校（59.5%。昨年度は 52.4%），どちらかといえば適切とするのが 15 校（40.5%。昨年度は 45.2%），どちらともいえないとするのが 0 校（0%。昨年度は 2.4%），どちらかといえば適切でないとするのが 0 校（0%。昨年度も 0%），適切でないとするものは 0

校（0%。昨年度も 0%）であった。適切・どちらかといえば適切と答えた割合は、昨年度も 9 割以上であったが今年は 100%であった。

自由記述欄においては、昨年度と同様、条文や判例についての基本的な知識として必要な内容を的確に問うものであった点について適切であるという評価が多く見られた。他方で、条文の内容についてやや細かすぎる点を問う設問があったという指摘や、平成 29 年民法改正の対象となる部分につき「判例」の内容を問う、という出題形式に対する疑義も見られた。

(3) 刑法分野

刑法分野・短答式について回答があったのは 36 校（昨年度 37 校）であった。

回答としては、「適切」とするのが 15 校（41.7%。昨年度は 37 校中 17 校）、「どちらかといえば適切」が 19 校（52.8%。昨年度は 13 校）であり、「どちらともいえない」とするのが 2 校（5.6%。昨年度は 4 校）、「どちらかといえば適切でない」（昨年度は 3 校）及び「適切でない」（昨年度は 0 校）とするのはいずれも 0 校であった。「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせて積極的評価を示すものが 34 校（94.4%）となった。昨年の 83.3%と比較し、かなり高い数値となっている。「どちらかといえば適切でない」「適切でない」という否定的評価がなかったことも併せて考えるならば、今年度の問題は総じて好意的に評価されているといえるであろう。

回答に付された理由をみると、「基本的理解の有無を問う点で優れている」「基本的な事項に関する正確な理解を問う問題になっている」「多方面にわたり基本的知識を尋ねる内容になっている」といった難易度や出題分野のバランスを評価する肯定的な意見が多くみられた。

概ね好意的な評価が多い中で、「例年より一問あたりの問題文が長く、受験生は、解答時間との関係で苦慮したと思われる」「もう少しシンプルな問い方でもよいのではないと思われる設問もある」「一つ一つの肢や事例を構成する文章が長い問題（問 6, 8, 11, 12, 20）や必ずしも会話形式で出題する必要がないと思われる問題（問 13）がある」「肢別問題から正答を 1 つ選択する問題の割合を増やす必要があるのではないか」「正誤の個数を答える設問形式には疑問がある」といった出題形式に疑問を呈する意見が比較的多くみられた。これまでも試験に特有のスキルを必要とするかのような出題形式に対して批判的な意見は一定数寄せられていたところであるが、試験時間との兼ね合いなども含め、今後も検討を要する問題点であろう。

個別の内容に関しては、「第 7 問:刑罰目的論における各見解はやや時代遅れ」という厳しい意見が寄せられていることが目を引く。その他にも個別の設問に関する意見がいくつか寄せられているが、詳細は回答付記意見をご参照いただきたい。

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(a) 憲法分野

論文式試験の憲法分野では 34 校から回答が寄せられた（昨年度も 38 校。なお、本年度の無回答は 4 校）。そのうち、「適切」と回答したものが 18 校（52.9%）,「どちらかといえど適切」が 13 校（38.2%）,「どちらともいえない」が 1 校（2.9%）,「どちらかといえど適切でない」が 0 校（0%）,「適切でない」が 2 校（5.9%）という結果であった。昨年度は、「適切」と回答したものが 36.8%、「どちらかといえど適切」と回答したものが 44.7%、両者あわせて 81.6%であったが、今年度は両者あわせて 91.1%なので、評価は上がっている。このような傾向はずっと継続しており、今回はついに 90%を超えた。憲法の論文式問題に対しても、出題の形式と内容に対する高評価が定着し、信頼度が増したといつてよいと思われる。

半数以上の法科大学院が「適切」と回答しているが、その理由も似たり寄ったりである。すなわち、基本的知識を備え、基本判例に対する理解があれば、十分答えられるような出題になっている、リアリティのある事案が設定されているため、現実世界への関心を喚起できる、ベーシックな問題なので、普通に勉強している者であれば解ける、解答への誘導が適切に示されていて、受験生を戸惑わせるおそれが最小化されており、実力を適切に測ることができるなどである。

3 年前に変更された出題形式に対しては、概ね高く評価されており、特に出題形式が安定化してきたことは望ましいとする意見がいくつかあった。他方、今回は、昨年度にも増して、出題形式に対する批判的意見が散見された。すなわち、法令案に対する憲法適合性審査では、具体的な事例分析や訴訟技術が軽視されることになりはしないか、出題形式が固定化すれば、パターン化された解答を誘発するのではないか、抽象的審査は、法廷での具体的主張を扱う法曹の通常の仕事とズレるのではないか、といった意見が見られた。

「どちらともいえない」が 1 校、「どちらかといえど適切でない」が 0 校であったこともあって、批判的意見の大半は「どちらかといえど適切」との評価の中で明らかにされている。要するに、「どちらかといえど適切」と評価できるものの、あえて意見を述べるとすれば、という文脈での批判的意見に過ぎない。もっとも、「適切でない」とした 2 校は、出題趣旨・出題形式に対する批判的姿勢を鮮明にしている。なお、統治の問題も出題すべきであるとする意見もあった。

出題趣旨は分かりやすいという意見がある反面、出題趣旨と出題形式の不整合を指摘する意見や出題趣旨が年ごとに動揺することを問題視する意見（その理由は執筆者の変更にあると推測されている）もあった。また、出題趣旨の内容面に対する個別的批判がいくつか見られたが、このような批判はこれまであまり見られなかったものである。これに対しては、

出題者の側で受け止め、対処してもらえらるであろうことを期待する。

最低ライン点の設定については、これによって不合格になった事例の多寡を総合的に判断して決めるのがよいとする意見があったことを指摘しておく。

新たな法曹養成ルートの新設に伴う憲法試験のあり方については、全体的に、新たな法曹養成ルートを設けたからといって、出題に変化を持ち込むのは適切でないで、これまで通り無理のない難易度の試験を維持して欲しいとの意見が多かった。その背景には、出題傾向の変更は受験テクニックに偏重した学習を誘発するのではないかとの危惧があるものと思われる。

(b) 行政法分野

回答を寄せた 38 校のうち、「適切である」と評価したのが 15 校(42.9%)、「どちらかといえば適切である」が 15 校(42.9%)、「どちらともいえない」が 3 校(8.6%)、「どちらかといえば適切でない」は 2 校(5.7%)、「適切でない」が 0 校であった。無回答は 3 校(7.9%)であった。昨年は、「適切である」と評価したのが 64.3%と高かったのに比べると、今年は 42.9%と、一昨年並みになっているが、「どちらかといえば適切である」と合わせると 86%近くになるため、行政法論文問題については、安定して高い評価が得られているといえよう。

本年度の問題について、「適切である」とした回答に付記された意見をみると、「ここ数年、出題論点に偏りがない。幅広く勉強するようメッセージになっている。」「標準的な論点について、条文・判例を踏まえた検討を求め（設問 1, 2）、また、個別法の解釈を丁寧にできるかも問うている点で（設問 3）、適切と考えた。」「特別な知識や解答技術ではなく、基本的な考え方の習得を前提に、やや複雑な法令を素直に解釈することができれば優良な答案が作成できる優れた問題であった。」「法科大学院で身につけるべき基礎的な制度理解と事実関係を基盤とした法的理論構成力を問う良問である。」「典型的な論点であるが、法の仕組みを読み取る能力が試されている良問である。」「適度にヒントも与えられており、適切である。」「設問及び会議録における指示が明快であることによって余計な混乱を招かないように工夫されているのみならず、B 市の反論を想定させることにより、機械的な解答に陥らせることなく、複眼的な思考力も問おうとしている。」「ひと時に比べて、より広く、様々な論点が含まれた問題になっている。」「不作為の違法確認訴訟が出題されたことについては、令和元年の無効確認訴訟と同様に、取消訴訟以外の訴訟類型の学習も疎かにしないようにという、学生に対するメッセージと考えられ、短答式試験に行政法が課されていない現状においては、適切な措置である。」など、大変高い評価が付されている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中にも、「出題範囲から最高裁判例に則して適切に作問されている。」「ヒントが豊富に与えられているため、難しすぎるということはない。」「やや条文操作が複雑であったが、問うている内容はオーソドックスであり、奇問という印象は受けなかった。また、最後の設問内容（法規命令の解釈問題）もやや現場

思考的ではあったが、受験生の対応力を見るには適切な設問だった。」などの評価がある一方で、「問うている論点はいずれも適切であり、個別法を読み解く能力を問うた点も適切と考える。ただ、使用した個別法の仕組みが非常に複雑であり、かつ、論じるべき論点が多かったため、難易度がかなり高くなったように思われる。」「内容的には手続法と実体法の両方について理解度を測るものであり、充実した問題といえる。分量的には、問題文を読むことについても答案を書くことについてもややボリュームが多く、制限時間内に処理できなかった受験者が多いのではないか。」「良問だと思うが、関連する最高裁判例および都市計画法の仕組みとの比較を求めるのであればそれらに関する情報がもう少しあってもよかったのではないか。」「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)13条の整備計画の変更(区域からの除外)という特殊な行政行為を扱うもので、短時間で農振法の制度の趣旨やこの行政行為の性質を理解するのは、受験生にとっては難しく、もっとヒントを与えるなどの配慮があった方がよかったのではないかと考える。」「素材の特殊性が、やや強すぎる感がある。」など、農振法という素材からの難易度を指摘するものもみられた。

「どちらともいえない」との回答の付記意見の中には、「複雑な条文の読み解きは、行政法の教育の中で養成を図る能力の一つであり、それをメインにする出題があってもいいのではないか。ただし、その場合でも、制度の説明や誘導をもう少し丁寧にしてもよかった。」

「弁護士の会話で言葉が紛らわしく、さらに受験生を惑わせる。」「受験者に出題の趣旨が伝わりにくいのではないかと思われる。」等の指摘がみられた。

「どちらかといえば適切でない」との回答の付記意見では、「難問や時間がかかる問題が多く、大半の受験生は時間不足になったのではないか。今年の問題は、昨年までの問題と比較した場合、未修者の実力を測るのに適切とはいえないと思う。」等の意見があった。

本年の行政法の論文試験は、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)というややマイナーな個別法を素材としているため、多少評価が分かれたが、問われている論点は、手続法と実体法の両方について適切に理解度を測るものであるとして概ね高い評価を得ている。個別法を読み解く能力についても、一部で、難易度が高くなると指摘する意見もみられたが、大勢は、事実関係を基盤とした法的理論構成力が適切に試されている良問であるとの積極的評価がなされている。行政法の論文試験問題は、個別法を素材としつつ、事実関係を複眼的に読み取り、法的理論を構成する実力を測るという観点から、概ね安定性を保っていると評することができよう。

なお、出題趣旨・最低ライン点の設定については、「実務法曹を目指す者が身につけておくべき知識の程度を、慎重に確かめようとする意図や姿勢が、出題趣旨から読み取れた。これは法科大学院生にとっても、どのような学修をすべきかの指針になる。」「例年以上に出題趣旨だけで解答の基軸を把握しやすくなっている。」「行政法については、どのような個別法のいかなる仕組みを用いて問題を作成するかが非常に悩ましいが、さほど複雑ではない仕

組みを用いつつ、かつ、典型的な論点を問う問題とすることが、行政法の基礎的能力を問うに当たって望ましいように思える。」「妥当と思われるが、運用指針の取扱いに関する論述は、強引ではあるまいか。また、答案において『農振法の趣旨を具体化したもの』という理由付けしか書かれていなければ不十分であるはずで、どのような趣旨を読み取るべきか（読み取りうるか）の一例を示した方が、丁寧ではあるまいか。」「出題前に、仮の答案作成を行い、平均的受験生が時間内に期待される答案を作成できる時間的余裕があるかの確認を行っているか明らかにして欲しい。」等の意見が寄せられた。

また、新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方については、多くの意見が寄せられたので、紹介しておきたい。「現在、行政法の場合は短答式試験がないので、今後も、このような状況が続くようであれば、論文式試験の中で、基礎的な事項に関する問いを設け、基礎力がどの程度身についているのか、確認できる設問があるとよい。」「短答式試験に行政法を復活させるべきである。」「これまでの司法試験における出題方針は、大きく変える必要はないと考える。」「現状維持の方向性が妥当である。」「訴訟法の論点と、本案の争点〔行政活動の違法性〕の双方を出題することは必要である。」「学部3年＋法科大学院2年というルート創設に加えて、法科大学院在学中の受験が可能となることが計画されているため、行政法および関連科目の授業時間の確保が一層困難になると思われるが、試験問題の水準を現在よりは下げないことが重要だと思われる。現在でも、時間に比して答えるべき量が多いとは思いますが、問うていること自体は、学部での試験と変わらない基本的なことである。それ故に、水準は下げないことが重要だと思われる。」「行政法は学生には取っつきにくい科目である。難しすぎる問題だと学生から敬遠されるおそれがある。そのような観点から、行政法の問題は学生が取っつきやすい問題とするようすべきである。」「基本的な知識の運用能力をメインに問うことも当該科目の試験のあり方としてあり得るが、その場合には、受験生が現場でしっかり思考できるよう出題のあり方を工夫する必要がある。」「基本的な問題（質量とも）で、判例を批判する見解を述べさせるようなものも良いのではないか。」「3+2の制度創設とは直接にはかかわりませんが、受験生の復習や振り返り、そして将来の受験生の学修のために、出題意図や採点雑感の記述を、もう少し詳細なものとしていただきたい。」「行政救済法は多くの法科大学院において3年次に配当されていると思われるが、在学中受験を前提とすると遅くとも2年次後期には履修する必要がある。そうすると行政救済法・手続法と平行して学習する必要があるが、学生にとっては過度な負担であり、大学にとっては時間割編成が厳しくなるなど、双方にとってこれまで以上に負担が増す。」「ロースクールによっては、法曹コースで行政法総論を習得した者に対しては、法科大学院では行政救済法のみを必修として課するところも存在しうる。そうすると、行政争訟の本案については、法科大学院の段階の学習においては、受験者の自学自習に委ねられる部分が大きくなることがありうる。現在よりも更に焦点を絞った出題をしなければ、現在よりも全体的な出来が悪くなるのではないか。」「行政法に関しては、これほど難しい問題を出さなくても、受験生の実力を測ることは十分可能であると思う。」「国家賠償法2条、機関訴訟、住民訴訟、行政組

織法など、出題しない分野を予め明示しても良いのではないか。」などのさまざまな意見がみられた。

行政法について短答式試験がなくなっている現状をふまえての意見は以前からしばしば寄せられているが、法曹養成期間短縮化に関しては、現状の出題方針のままでよいとする意見が多い一方で、受験者の負担が重くなることを懸念する意見もみられた。

(2) 民事系

(a) 民法分野

論文式の民法分野について回答があったのは 38 校であった。出題内容について適切とするのが 17 校(44.7%。昨年度は 50.0%)、どちらかといえば適切とするのが 20 校(52.6%。昨年度は 47.6%)、どちらともいえないとするのが 1 校 (2.6%。昨年度は 0%)、どちらかといえば適切でないとするのが 0 校 (0%。昨年度は 2.4%)、適切でないとするのが 0 校 (0%。昨年度も 0%) であった。適切・どちらかという適切とするのが 95%以上という高い割合となった。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由としてあげられているものの多くは、基本的な事項の正確な知識を問うものである、制度横断的な問題に対応するための論理的思考力・応用力が試される問題である、法科大学院の授業内容に対応している、難易度も相当である、出題範囲としてもさまざまな分野に及ぶものであり適切であるといった指摘にほぼ集約される。

今回の出題に対する疑問点・改善すべき点としてまず挙げられるのは従前から指摘されてきた問題文の長さについてである。前年度に引き続き、従前よりも短くなったことを適切であると評価する意見が多く見られる一方で、なお問題文が長すぎたり、検討すべき問題点が多すぎたりするため、受験生が深く検討するための時間がない、との指摘もみられた。また、設問 2 において取り上げられた地役権設定契約については、基本的知識から出発した論理的思考を求めるものであると評価する意見がある一方で、学生の学習が手薄となりがちな分野であって学習の成果を問うものとして適切ではない、との意見も見られた。

以上のように、改善に向けての意見も寄せられているが、全般としては肯定的な意見が多数を占めていた。

「出題の趣旨」に関しては、詳細かつ丁寧であって学習上の参考になることを評価する意見が多く見られた。また最低ライン点を提示することが望ましいとする意見も複数みられた。

今後の試験のあり方に関しては、新たな法曹養成ルールの創設後も出題方針を変更する必要はなく、これまでのような基本的知識を問いつつ、応用力や制度横断的な理解を問う問題を出題して欲しいという意見が多数であった。他方で、基本的な問題やこれを応用するタイプの問題に重点を置くべきことを示唆する意見もあった。

(b) 商法分野

論文式試験の商法分野について回答のあった法科大学院は 34 校 (89.5%。昨年より 12 校の減少) で、4 校 (昨年より 3 校の減少) が無回答であった。

回答した法科大学院のうち、「適切である」との回答が 14 校 (41.2%。昨年より 3 校の減少)、「どちらかといえば適切である」との回答が 18 校 (52.9%。昨年より 3 校の増加) であった。回答のあった法科大学院の数は減少したが、肯定的な回答をした法科大学院の数は 32 校 (94.1%) で昨年と同数であり、割合では 12 ポイント増加した。

「どちらかといえば適切でない」とする回答は 0 校 (昨年は 2 校であった)、「適切でない」とする回答も 0 校 (昨年は 2 校) で、今年是否定的な回答をした法科大学院は無かった。なお、「どちらともいえない」とする回答は 2 校で、昨年より 1 校増加した。

全体として、問題のレベルについては、法科大学院において習得すべき会社法の基本的な仕組みと重要な判例についての正確な知識・理解を前提にして、その応用力・思考力を問う問題であり、よく練られた良問であるという意見が多数であった。

問題の内容については、「新株発行にかかる基本的な論点から、種類株式というやや応用的ではあるが株主間利害調整の原理にかかわる問題まで、株式制度について幅広く理解を問う内容である」「ガバナンスのほかファイナンスも意識されており、バランスがとれた問題である」「会社法分野における重要な規定・制度・判例について満遍なく理解する必要性を改めて認識させる内容となっており、出題の方向性としては好ましい」「いわゆる典型論点ではなく、条文の趣旨に従って論理的に事例を解かせる問題で良い傾向である」「これまで出題されることがないテーマで、受験生にとっては若干難しかったかもしれないが、基本的な制度の応用であり、現場での思考力を試す問題として適切である」と肯定的に評価する意見がある一方で、「設問 2 は、先端展開科目として扱われることが一般的と思われる種類株式の具体的な利用法や法律問題を踏まえた出題で、難易度が高く一般的な法科大学院の教育内容に即していない」「良問であるが、設問 1 は複数の重要判例の理解という、授業ではなく自ら横断的な学習を行うことを求める出題であること、設問 2 (2) は会社法 116 条と特別利害関係に気づくことができるかがポイントとなる難問であり、母集団と選抜能力の関係で、もう少し難易度を落としてもいいように思われる」「普通株の規定や制度の知識・理解がやっとという平均的な学生にとっては、相当に困難であったと思われる。出題は基本的に適切と考えるが、もう少しベーシックな出題であってもよかったのではないか」「株式の論点に偏りすぎていて、もう少し間口を広げた方が良い」「設問 2 は、種類株式のみの株式併合という特殊な場面である上、種類株主総会の要否に関する細かな条文操作が必要になるなど、法科大学院の通常の授業の範囲を逸脱している」「これまで出題されてこなかった種類株式についての出題で、多くの受験者にとって不意打ち的に働き、学力を適切に識別するのに役立たなかった可能性がある」と批判的な意見もあった。また、「最近の過去の司法試験で出題されているテーマが繰り返し出題されているので、テーマの選定については

配慮を要する」との意見もあった。

問題の量については、設問数が2問に減少したことで、問題を丁寧に検討する時間を確保することができ、単なる事務処理能力によって合否が決まるという懸念が薄らいだことを評価する意見が多かったが、検討すべき論点が多く難易度も高いことから、時間内に全ての問題に十分に解答するのは困難であるとの意見もあった。なお、設問2について、どこまで答案に書くことが求められているのか、解答すべき範囲が不分明であり、設問の仕方について改善の余地があるとの意見もあった。

出題趣旨については、十分かつ丁寧に解説されているとの意見があった一方で、以下のような疑問を提示する意見もあった。

- ・設問1の出題趣旨は、株主総会決議取消事由の有無が問題であるかのような説明になっているが、決議が取り消されても発行された新株が無効になることはないから、そもそも決議取消の訴えは訴えの利益がなく、適切ではない。

- ・設問2(2)は、差止事由として出題趣旨で書かれている特別利害関係以外は、筋の悪い(あるいは特定の授業を受けていないと気付かない)ものであり、これらに気付くことを要求する必要はない。

- ・設問2(2)について、出題趣旨は、会社の法令違反のみならず取締役の法令違反を含むという学説の立場を取り上げているにも関わらず、「頭数」に応じて平等に取り扱うという意味で緩やかな株主平等原則の存在を示唆する判例の立場〔最判平成8・11・12判時1598号152頁・会社判例百選A8事件〕について一切言及がないことは、実務法曹の教育機関である法科大学院の教育理念にそぐわないのではないか。

- ・出題趣旨は、設問1について、議案の概要を記載しなかった瑕疵を論じることを求めるが、(それが当然有すべき基本的知識であることを争うつもりはないが)出題の事案においてそこまで論じる必要があるのか、疑問に感じられる。また、出題趣旨は、決議2に取消事由があると解するときは、既存株主の意思に反して支配的利益が害されているか事案に即して検討した上で、無効原因が認められるか否かを論ずることが求められると述べるが、決議が取り消されれば、特別決議なしに募集株式が発行されたとして無効原因になる、では足りないのだろうか?設問2(2)の出題趣旨が、効力発生前について、差止と無関係に決議の取消を議論している点が今ひとつ理解できない。標準的な答案という観点から出題趣旨あるいは採点実感を書いていただければ、学生も勉強がしやすいと思う

- ・設問2(2)について、出題趣旨は、株式併合決議の取消訴訟、無効確認訴訟の提起を検討することを挙げるが、これらの訴訟は株式併合の効力発生日までに提起しなければならないものではなく、効力発生日までに訴訟の準備が整うとは限らないものであり、模範解答のあり方としては不適切と考えられる。全体の解答状況をみて、総会決議の効力を争う解答にも点を与えなければ採点が成立しなかったことが疑われ、題意に合わないとして解答を控えた受験者との衡平性を確保できているのか疑念が残る。過去の商法問題の出題趣旨においても、会社の行為の効力発生日までに取ることで

る救済とは差止仮処分と株式買取請求を解答すれば足りるとの出題趣旨説明が続いていたので、採点実感において、以上の懸念に対して真摯に解説がなされることを要望したい。

試験のあり方について、下記のような意見があった。

- ・有価証券法・商行為法については、法学部ないし法科大学院で教育がされていることを要求しつつ、出題範囲から除外すべきである。

- ・会社法の諸制度の趣旨を適切に理解した上で、課題の事実を踏まえて丁寧に回答することで、合格ラインに達することができる出題を求める。近年の改正により、株式報酬制度や多様な組織再編手段、また複雑な代表訴訟制度などが導入されているが、司法試験としては、基本的な制度の理解を問うことに限定すべきである。

- ・商法は新しい裁判例にヒントを得た出題も多く、この傾向に拍車がかかり過ぎないように、注意すべきである。

- ・商法に関しては、それぞれの立場から、相手方の反論を意識しつつ、主張を展開する能力を問う出題について工夫が必要である。

- ・法曹コースから一貫して指導でき、学習する機会があるとの理由で、これまでの司法試験において出題が意識的に控えられてきた応用的な内容についての出題の比重が高まるのではないかと懸念される。1500名の合格者を判定し、商法を専門的に扱わない法曹も含めて資格を与えるに値する能力を判定するために、会社法の高度な知識を前提とすることは適切でないという考え方が十分にあり得るので、出題方針について、司法試験委員会の側で改めて考え方を公表されることが必要である。

(c) 民事訴訟法分野

回答を寄せた36校中、「適切」と答えたのは24校(66.7%)、「どちらかといえば適切」と答えたのは11校(30.6%)、「どちらともいえない」との回答は1校(2.8%)、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」と回答した法科大学院は0校(0.0%)であった。無回答は2校(5.3%)あった。

「適切」と「どちらかといえば適切」との回答をあわせると、35校(97.2%)である。昨年の81.6%から15.6ポイント増加し、近年では最も高い割合である。なお、今年の論文式必修科目全体の平均値では、「適切」と「どちらかといえば適切」の割合は92.3%であるが、本科目はこれを上回り、「適切」の割合が7科目中で最も高い。以上の統計値を踏まえて一般的にみると、今年の問題については、ほとんどの法科大学院が良問と捉えていることがうかがえる。

自由記載欄をみると、「適切」との回答からは、「基礎的な知識の理解を問う問題であった。」「出題形式、問題内容とも、法科大学院の授業の延長で回答が可能な内容と思われる」「判例百選掲載の基本的な判例を素材にしつつ、単なる判例要件へのあてはめにとどまら

ず、基本を理解したうえで、与えられた事例に応用するという柔軟性、基本論点を横断的に展開して自説を組み立てる能力を問う良い問題だと思う。」「民事訴訟法理論の基礎や受験者が当然押さえるべき判例理論を問うものが多かった（設問 1 および設問 3）。しかもそれが適切に論じられることを前提に未知の問題についての思考力を問うものも存在した（設問 3）。さらに、論点主義・判例主義に陥らないよう、訴訟手続と和解手続との関係といった理論上かつ実務上重要で基本的なことがらを問うものもあった（設問 2）。」「訴えの利益、裁判所が判決に〔ママ〕基礎にできる資料（訴訟資料）、共同訴訟などの民事訴訟法上重要な事項につき、基本的な理解を問う問題であり、民事訴訟法に関する全体の理解度を問うものでとても適正な出題である。」などの意見があった。他方で、「受験生、特に新卒の学生には、例えば、対立する見解を問題文に例示するなど何らかの解答への道筋を与えてもよかったのではないか」との指摘もあった。

「どちらかといえば適切」との回答からは、積極的評価として、「出題の趣旨が比較的分かりやすく、受験生が何を問われているかが理解できた。」「基本知識を問いつつ論理的思考力を試す問題が揃っており、全体としては適切といえる。設問 2 はマイナーな論点かと思われるが、丁寧な誘導が付されており、現場で十分対応できる範囲であろう。」「記憶でなく考えさせる問題である点は評価できる。」「設問 1 は給付請求の対象たりうるものと確認対象たりうるものの『時的評価』のずれについて問う部分で、制度趣旨を踏まえて考えさせる問題であったと思うし、設問 2 は和解期日において実際に生じうる問題を扱わせる点で、実践的かつ理論的な問題であり、設問 3 も多数当事者訴訟に関する基本的な事項を尋ねる点で、いずれも良問と感じた。」などの意見があった。一方、消極的評価として、「3つの設問は多すぎる嫌いがある。2時間なら2設問で十分ではないか。」「事案の特殊性との関係で、どこまで解答することを要求されているのか、必ずしもはっきりしない。」「設問 1 にて将来給付の訴えの判断枠組みを尋ねるところで、大阪国際空港事件の判断枠組みの射程がここで及ばないと解する立場からは、規範定立に〔ママ〕面で苦しい立場に追い込まれるように思われるのが気になった。判例の枠組みを無批判に使用せよというメッセージにならないか若干危惧している。」「設問 1 がやや適切さを欠くように思われた。敷金返還請求権の定義で判例と微妙に異なる言い回しを用いていることの意味が判然とせず、課題 1 と 2 との関係もわかりにくかった。」などの意見があった。

「どちらともいえない」と回答からは、「考えさせようという意図を窺うことができるが、見解の対立する理論的な問題を検討する問題設定とするとより良かったのではないか。」との意見があった。

以上を総括すれば、今年の問題については、条文や基本判例に加えて、実務的な問題意識も踏まえた応用的思考力を問うものであり、司法試験に相応しいテーマおよび難易度とする積極的評価が大多数を占めるが、やや難度が高いとして、対立する見解の例示など出題方法の工夫の余地を指摘する回答も散見されるアンケート結果となっている。

出題趣旨については、「昨年のものに比して抽象度が増してやや分かりにくくなった感が

ある。可能であれば、出題者の想定・期待する解答の方向性をより具体的・端的に示してほしい。」「A が死亡して相続が発生した時点では賃貸借が継続していて敷金返還請求権の額は確定していないのであって、そもそも A に 120 万円の敷金返還請求権が発生していたわけではない。したがって、A の死亡による相続によって当然に分割され 60 万円の敷金返還請求権が Y2 に帰属することはない。しかも、まだ遺産分割協議が未了であるから、そもそも Y2 に敷金返還請求権が帰属すること自体が不確定である。そのようなことが問題であるはずなのに、出題の趣旨では説明がない。」「設問 1 課題 2 では、将来給付の訴えがダメなら確認の訴えはどうかを尋ねているが、上記の事情は、確認の利益の検討でも問題になるはずである。しかも、どのような訴えであれが確認の利益が認められるかとまで尋ねているのであるから、具体的な確認の訴えにおける請求の趣旨も問題になるのに、そのようなことに関する言及がない。」「設問 1 課題 1 では、将来給付の適格性の判断基準について、出題者側としては、最判 56 年、最判 63 年の判断基準をどのように用いるべきと考えていたかを出題趣旨において明示して頂く方が、受験者に勉強の指針を与えられると思われる。設問 2 の出題趣旨については、『和解の成立に向けた当事者の自由な発言を阻害する』などの点を第 1 に指摘しているが、このような観点も確かに重要ではあるが、極めて実務的、事実的なものであり、実務経験を有しない法科大学院生において第 1 に指摘すべき点かは疑問なしとしない。むしろ、判決形成過程を見据えた原理原則、基本を問うという従来からの出題方針からすれば、心証形成に用いる『証拠』に該当しないことについて、裁判所が争いのある事実について認定する場合には、当事者が『申し出た証拠』に基づかねばならぬという弁論主義の第 3 テーゼを第 1 に指摘すべきではないかと思われる。」との意見があった。なお、出題趣旨等の発表時期について、「出題の趣旨は、在学生なども参考にするため、できるだけ詳しく、しかも早期に公表されることを望む。また採点実感についても早期の公表を希望する。」との意見があった。

「新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方について」の回答としては、「学修期間の短縮化により、基本的な理解をおろそかにしたまま、司法試験に臨む法科大学院（修了）生が増加する懸念があることに鑑みると、より、基礎的理解が十分になされているかどうかの確認に重点を置いた出題が望まれる。」「在学中受験となるので、試験問題は、1・2 年次の教育内容を前提にして、いままでどおり基本問題を中心に作問すべきと考える。」「以前にも増して、最低限の知識を前提に論理的思考力を問うものにし、いわゆる法曹としての『伸びしろ』を試す問題を作成すべきと考える。本年度の問題はそのよいモデルになるのではないか。」「出題者の負担増が懸念されるが、周辺的な知識を問うような出題はなるべく控え、重要論点・重要判例をベースとしつつ考えさせるような出題を中心とするのが穏当なように思われる。」「問題数は多くなくてもよいので、短答式試験を復活させるべきと考える。六法を読んでおらず、また、基本的知識をおろそかにする学生が多くなってきたように感じる。仮に司法試験に合格しても、司法修習で躓くことが増えてるのではないかと

危惧する。論述を深めるためにも、基礎知識が必要であり、短答式試験を課すことで、学生の意識も変わると思われる。」「未修2年目・既修1年目の終了時に試験範囲の学習を終えるカリキュラムである限り、特段の支障はないが、答案練習をする期間が短縮されるため、その面のスキルは未熟なまま受験することになる在學生が出てくる可能性はある。」「法科大学院における学修期間が短くなるため、民商法・要件事実論・民事執行法などの関連法の基本的理解も踏まえた深い考察ができるようになるかという点に懸念がある。」「従来の民訴の司法試験問題からすると、…訴訟実務基礎や要件事実論学習を経ることによって、より正確に読み取り、的確な解答がなしうるものである。3+2が実施されても、従来の出題内容に変化はないと聞いているが、もし、そうであれば、…実務基礎を学修して当該試験をクリアしてきた予備試験組との差がますます顕著になってしまうのではないか。そのようなことを懸念しているし、仮に、新制度の発足によって、上記のような出題を抑えるということになれば、逆に、法科大学院制度の趣旨にも反することになるのではないか。」等があった。

(3) 刑事系

(a) 刑法分野

刑法・論文式には34校からの回答があった（昨年度37校）。

回答内容は、「適切」12校（35.3%。昨年度16校）、「どちらかといえば適切」17校（50.0%。昨年度11校）であり、あわせて積極的評価を示すものが29校（85.3%。昨年度27校）である。積極的評価は昨年度（73.0%）をかなり上回った。

「どちらともいえない」とする回答は3校（8.8%。昨年度5校）であり、「どちらかといえば適切でない」は1校（2.9%。昨年度2校）、「適切でない」は1校（2.9%。昨年度1校）であった。

前々回に出題形式が大きく変わったが、今年も大枠としてはその傾向を踏襲するものであった。この点に関しては、「理論を結論導出のために利用する能力を判定しようとする点は、いわゆる予備校的な教育ではカバーできないものであり、法科大学院設置の趣旨にも合致している」「論証パターンを暗記しているだけでは対応できない出題である」「こうした出題は、受験者を混乱させることを防ぐとともに、自説や判例のみでなく他説の理解をも求めている点で、法曹養成のための試験として好適と思われる」「自説とは異なる考え方からの検討を求める出題形式が維持されている点は、法科大学院における学修の成果を適切に問うという点で極めて高く評価できる」といった肯定的な評価が多くみられた。

また、今年度は「思考を導くヒントも具体的で解答しやすい工夫がある」「設問でリードしながら解かせている点で、分かりにくさは軽減されている」といった問い方の工夫を評価する意見も見られた。

他方で、消極的な意見としては、「設問全体の論点が多岐に及んでいることを踏まえる」と多くの受験生は時間内に答案を作成するのに苦慮したのではないかと思われる」「論点が多すぎる」といった分量の点に疑問を呈するものが見られた。「各設問の配点を明らかにしていただきたい」「他科目と同様に得点の配分を示す方が良いのではないか」という意見も併せて考えてみるならば、解答時間が限られているという条件の下で受験生の理解度を的確に把握するための出題の在り方が問われているといえよう。

個別の設問では、設問2について「犯罪の不成立となりうる事実を拾い出す問題が出題されており、興味深い出題の仕方である」「法的思考力の有無を図る問題として適切と思われる」という肯定的な評価がある一方で、「問題文の3, 4, 7を問題から外すのは、問題文を最初から読んでいる緊張状態にある受験生にとっては、若干戸惑うものではなかったか」「具体的事実を適示して『理論構成』を3つ示すことを求める方がよかったのではないか」「『具体的な事実』を3つと指定するより、『殺人既遂罪が成立しないという結論を導く理論構成を考えよ』として、自由に考えさせる方がよかったように思われる」といった出題形式面での更なる工夫を求める意見があったことが注目される。

総論的なものとして、「実務家養成課程としての法科大学院の刑法教育では、基本的な最高裁判例の意義や射程を丁寧に学ぶことの重要性を強調しているところ、それを実感できるような出題を織り交ぜることが望ましく、また、実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような出題形式・内容に留めることが重要である」「法曹に必要な能力の有無を測るという観点からは、判例の内在的な理解や射程に関して複数の異なる立場からの検討を求めるような問題が積極的に出題されるべきである」といった意見には、今後の方向性を考える上で重要な提言を含んでいるように思われる。

出題趣旨については、概ね好意的な意見が並んでいるが、「実務上取り上げられることが差し当たり想定され得ない学説についての知識が問われていると誤解されないような配慮が望まれる」「特定の出題委員の問題意識に強く影響されたためか、必ずしも一般的な理解とは思われない記述もわずかながら目についた」「設問2と設問3の関係がわかりにくいので、その点について明確にしてほしかった」という意見もみられた。このような意見も踏まえて、改めて読み返してみることも面白いのではなからうか。なお、「出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む」という意見が寄せられている。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う試験のあり方については、基本的には現状を大きく変更する必要はないという見方が多数であるものの、学修期間が短くなることに伴う懸念を示す意見もみられる。この点は、早い段階で司法試験を受験することができる制度にすることと法曹に必要な素養・質の確保ということを、いかにして両立させるかということの難しさを反映しているといえよう（このあたりの見方の違いは、最低ライン点の設定について、下げた方がよいという意見と上げた方がよいという意見の双方が見られるところ

にも微妙に影響しているのかもしれない)。なお、『3+2』の新たな法曹養成ルートに配慮して、基本的な理解の確認に重点を置きすぎると、時間をかけない予備試験ルートが一層合理的になり得る点には、注意が必要である」という意見が寄せられているが、ここには、司法試験というものに法曹養成のプロセスにおいてどのような意義を付与すべきかという基本的な問題点が含まれているように思われる。多様な意見が寄せられているので、是非、回答付記意見をご参照いただきたい。

(b) 刑事訴訟法分野

今年度の刑事訴訟法・論文式の出題は、設問1及び設問2が捜査法、設問3が公判法に関するものであった。

設問1は、任意同行後の約24時間に及ぶ取調べの適法性を問うものであり、設問2は、自白法則と違法収集証拠排除法則の関係について一般的な枠組みを述べさせたうえで、問題事例における自白の証拠能力を問うものである。取調べの適法性を設問1で検討させたうえで、証拠能力に関する基本原理の相互関係に関する枠組みを論述させ、出題事例における具体的なあてはめができるかを見る点で、目新しい出題形式といえることができる。

さらに設問3は、類似事実による公訴事実の立証という場面をモチーフに、検察官請求にかかる証人尋問の取調べの必要性について検討させるものである。

捜査法及び公判法から満遍なく出題し回答させるのは、例年通りの傾向である。

このような本試験問題の適否につき、35校からの回答があった（昨年度は37校）。

出題の内容につき、「適切」と回答したのが19校（54.3%。昨年度は48.6%）、「どちらかといえば適切」と回答したのが14校（40.0%。昨年度は32.4%）である。合計33校（94.3%）であるから、積極的評価を示すものが全体の9割を超えている。

「適切」と「どちらかといえば適切」を合わせた数値は、これまで、9割前後という高い数値を示す年度が多く（平成26年度が96.9%、平成27年度が87.1%）、低い数値の年度でも6割以上を示してきた（平成28年度は66.5%）。直近の3年間を見れば、平成29年度は80.8%、平成30年度は91.7%、令和元年度は81.0%である。これらの数値と比較して、今年度の出題は、法科大学院の教育現場から、高水準の肯定的評価を受けたと言ってよいと思われる。

ちなみに、「どちらともいえない」との中間的評価は2校（5.7%）で、「どちらかといえば適切でない」との消極的評価は0校、「適切でない」という明確な消極的評価は0校である。この観点からも、今年度の出題は、全体的に高い評価を受けたと言ってよいであろう。

「適切」との評価を与えた個別意見の内容を列挙すると次のとおりである。

「法科大学院で当然学ぶべき基本的な論点・判例の理解を問う問題（である）」「実務と

理論のバランスが良い問題で、論点も明確であり、難易度も適切である」「実務的にも理論的にも重要な論点を、事案に即して検討させている」「理論と実務の両方の観点を踏まえた出題内容となっており、また、受験者の知識だけでなく応用力も測れる良問（である）」「証人尋問請求における関連性判断を弁護人の証拠意見をふまえて考えるという問題は、実務的な観点も盛り込まれており、法科大学院の教育内容をふまえると、適切である」「設問3のような実務感覚をふまえた出題形式は、とても好ましい」。以上のとおり、専門職大学院である法科大学院の存在意義に照らし、理論と実務を架橋すべき法科大学院の教育内容に沿った出題内容であることが評価されている。

また、過去の一時期、論文本試験について、制限時間中に解答すべき事項が多すぎ、そのことが法解釈及び適用の能力よりも事務処理能力を偏重することにつながっていないかとの批判が散見されたが、その観点からも改善が見られる旨の意見が散見された。「以前より出題量が減じられ適切なものとなった」「問われている問題点はいずれもどこのLSでも教えているものであると思われるほか、分量的にも時間内に書き切れる範囲内に収まっていたものと考えられる。」「分量及び難易度のいずれも適切と考える。特に分量については、今回のように2頁程度が妥当と思われる。変化を恐れない委員の姿勢に敬意を表したい。」「徒に細かい知識・理解を問うものではなく、インプット・アウトプット双方の訓練を怠らない受験生であれば、設定された試験時間・答案用紙の枚数の範囲内で十分に対応可能な難易度であった」といった各意見が典型的なものである。

さらに、今回の出題においては、設問2において、自白法則と違法収集証拠排除法則の関係を一般論として問うた上（ここまでは純粋な法解釈論のスキームである）、本問事例におけるあてはめの結果を問うという新たな出題形式が採用されたことが目を引くところ、この点に関しても肯定的な評価が多かった。すなわち、「刑訴法の重要問題を正面から問うており、問題も比較的平易で、設問2の1のように法解釈そのものを尋ねる小問も含まれていることから、良問の範疇に属すると思われる」「受験生が個々に自分の意見を論じられる問題で良い」といった意見が寄せられたところである。

全体的には、「法科大学院で必ず学修する基本判例をベースとした理解を問う問題であり、かつ、規範を支える理論についての理解も問われていて、規範の意味を理解することなくただ判例規範を丸覚えしているだけでは実際の事案の解決には役立たないというメッセージを感じる。」、あるいは、「被疑者に対する任意取調べの適法性、自白法則及び違法収集証拠排除法則の自白への適用の在り方、類似事実による立証の可否、という刑事訴訟法の基本論点を素材としつつ、事案や設問形式に工夫を凝らすことによって、受験生の基本的学識や法適用能力を適切に判定できる出題」といった肯定的評価が大勢を占めており、教育現場からの支持は高いように思われた。

例年通り、公表された出題趣旨等に関する個別意見が寄せられた。

「出題趣旨は、司法試験で求められる知識・能力について、受験者に分かりやすく丁寧に示されているので、学修の指針になると思われる」「例年どおり詳しく具体的に示されているので、学生への教育指導上有用な資料として活用することとしたい」「各論点において基本となる判例・裁判例を明示した上で、当該事案の特殊性を踏まえてどのような問題点に悩んで欲しかったのかが分かりやすく述べられており、将来の受験生にとって有益な学習指針となると思う」「規範の意味を理解することなくただ判例規範を丸覚えしているだけでは実際の事案の解決には役立たないというメッセージを感じる」という肯定的な評価が大勢を占めた。

その反面、設問2につき、「偽計を用いて供述を得たことを、任意取調べの適法性に関する昭和59年判例の『社会通念上相当と認められる方法』の判断枠組みの中で検討する趣旨が記載されていたが、取調実施継続のために偽計が用いられたのではなく、供述獲得のために偽計が用いられた本事例にあってまで、昭和59年判例の任意取調べの考慮事情とすることについては、もう少し説明が欲しかった」との意見が寄せられた。また、設問3についても、「評価すべき具体的事実として、『X方における事件と本件住居侵入窃盗事件の時間的・場所的近接性の有無・程度、ガラスカッターの入手の容易性等』を取り上げているが、なぜこれらの事実が「手口の特殊性・類似性の有無・程度」のほかに求められるのか、その意図が記載からは明確に伝わってこない」との意見が寄せられた。

ところで、学部レベルにおける法曹コースの設置、法科大学院レベルにおける在学中受験の実施など、大幅な制度の改変が実現したことから、昨年度からは、新たな法曹養成ルート創設に伴う司法試験のあり方についての意見も質問項目に盛り込まれた。

比較的多数を占めたのは、法曹コースが設置されるからといって、論文本試験の傾向を変える必要はなく、実務家としての適性を測ることに専念すればよいといった、いわば王道を歩むべきといった意見である。「新たな法曹養成ルート創設という事情にもとづいて変更しなければならない点とは多くにはないのではないのか。法曹になるのにふさわしい内容の試験かどうかという観点から継続的に検討していけばよい」「3+2のルートができたからと言って試験のあり方を変えるべきではないと考えている。実務家になるための試験という点で何ら試験の目的は変わらないからである。」といった意見がこれに属する。

他方において、在学中受験が可能となったことにより、法科大学院の教育現場では、実務系科目を習得しないまま受験し、結果的に、理論と実務の架橋が難しくなるのではないかとの懸念も見られるところである。この点に関して懸念を表明する意見が幾つか寄せられた。「3+2や在学中受験制度によって、実務科目が軽んじられているのではないかと感じる。旧司法試験のように、知識さえつければよく、それを実務的に使えるかどうかは司法試験合格後に教えればいいのか。実務科目を履修することで法律基本科目の理解も深まる、すなわち、実務と理論の架橋を目指したのではないのか。少なくとも、刑事訴訟法の

理解においては、実務的な知識・感覚が必須と考えている。例えば、捜査書類の現物を見たり模擬裁判を通してその使い方を考えたりといった経験もなく、伝聞証拠を理解するのは困難である。したがって、既修コース2年の1年目に実務科目も履修させるべきだと思っている。」といった意見がその代表的なものである。この点に関しては、教育現場の問題意識は高く、「実務科目の配当が受験後のタイミングになったとしても、解答に差し支えない問題にする必要がある」「LSにおいて実務基礎科目を効果的に履修させるには、開講時期を最終年次の後期（秋以降）に設定するのが最も無理がないように思われるが、各LSにおいてそうした形をとるためには、主として実務基礎科目において取り扱うことになっている内容については司法試験では出題されないことが保障（明示）されている必要があるように思われる。」といった、具体的な提言も寄せられた。

また、前記のとおり、問題の質・量については肯定的な評価がされているが、今年度の特徴として、いわゆる3+2（法曹コース創設）が現実のものとなった関係で、問題の分量をなお少し減らしてはどうかという趣旨の意見も散見された。問題文が長文すぎるのではないか、論述すべき事項が多すぎ、いたずらに事務処理能力を重視する結果になっていないかという議論は、以前から存在したが、法曹コースの創設など、是非はともかく、若年の受験者・合格者の増加を狙いとする施策が採用されたことから、その点を意識した意見が出たものと思われる。端的に、「問題量を現在よりも少なくした方がよいのではないか」「（法曹コース経由の）ルートによる教育の内容を見据えて、試験問題を作成していただきたい。」「これまでの出題スタンスは適切と思われるが、在学中受験生については、事例への当てはめの学修機会が従来よりも限定されていることに考慮し、複雑な当てはめを必要とすることはしないことなど、配慮していただきたい」「これまでよりも若い年齢層を合格のターゲットにするのであれば、少なくとも訴訟法については、もう少し難易度ないしは事務処理量を下げる余地はあるのかもしれない。」といった各意見がその例である。

さらにいえば、予備試験との関係に言及し、「法曹コース+法科大学院を意義あるものとして定着させるならば、予備試験と本試験の出題内容・傾向・難易度について、もっと差別化を行うべきである。本試験も、いわゆる規範部分を記憶して答案にはき出せば合格出来るならば、予備試験と変わりなく、それならば予備試験を経由して合格することが受験対策上最も効率的なルートであるとの、受験生達の思考を変えることができず、ひいては法曹コースも定着しないことにつながるであろう。」と、本質的な制度論を述べる意見もあった。

（4）知的財産法

知的財産法について回答があったのは 21 校であった。出題内容について適切とするのが 7 校（33.3%。昨年度は 46.2%）、どちらかといえば適切とするのが 9 校（42.9%。昨年度は 38.5%）、どちらともいえないとするのが 3 校（14.3%。昨年度は 11.5%）、ど

らかといえは適切でないとするのが2校(9.5%。昨年度は3.7%)、適切でないとするものは0校(0%。昨年度も0%)であった。適切・どちらかといえは適切という回答が7割強を占めている。

個別意見および出題趣旨等についての意見の中で肯定的理由として挙げられているものの多くは、基本的な知識や重要な論点を問うものである、適切に応用力を求めている、難易度が適切であるという意見におおむね集約される。これに対して、問題点としては、問題文に盛り込まれた問題点・論点が多すぎて分量として適切でない、という指摘や、教科書等であまり議論されていない問題点が複数含まれていて基本的な理解を問う問題として適切でない、との指摘があった。

出題趣旨に関しては、詳細な出題趣旨の説明を評価する意見が見られた。また、配点割合の開示を求める意見もあった。

今後の試験のあり方に関しては、新たな法曹養成ルートの創設後も従前と同様の出題方針を維持すべきとの意見がある一方、いわゆる法曹コースの設置をふまえば出題範囲の限定や難易度の低下を図るべきであるという意見もあった。

(5) 労働法

アンケート結果は、回答校26校を母数とすると、13.5校(51.9%)が「適切」、7.5校(28.8%)が「どちらかといえは適切」としており、両者を合わせると21校(80.8%)が肯定的に評価している。「どちらともいえない」としたのは2校(7.7%)、「どちらかといえは適切でない」が2校(7.7%)、「適切でない」が1校(3.8%)であった。「適切」及び「どちらかといえは適切」という肯定的評価の比率は、2007年が75.6%、2008年が76.8%、2009年が90.6%、2010年が73.8%、2011年及び2012年がともに76.5%、2013年が85.1%、2014年が84.8%、2015年が81.0%、2016年が88.1%、2017年が90.1%、2018年が93.1%、2019年が81.5%であったが、本年は80.8%とほぼ昨年並みとなった。「適切」と「どちらかといえは適切」を合わせた回答の比率は、選択科目全体の中で第6位、「適切」との回答の比率は選択科目中第5位となっている。

問題の内容についてみると、第1問は、時間外労働に対する割増賃金を労働基準法37条1項所定の計算式によらずに一定額の基本給に組み入れて支払う旨の約定の適法性について論じ、さらに仮に割増賃金債権が発生した場合に労働者が当該債権を放棄したと認められるか否かを検討することを求めるものと思われる。また第2問は、使用者がいわゆる合同労組から申し入れられた団体交渉に応じないことが団交拒否と支配介入の不当労働行為に該当するか否か、及び当該合同労組がどのような機関にどのような内容の救済を求めうるかなどの点について検討することを求めるものと思われる。

これら両問を通じたコメントとして、肯定的に評価した回答において挙げられている理由としては、基礎的な論点や判例の理解とともに応用力を問うものとなっている、実務上も重要性の高い問題を扱っているなどが目立っている。

他方で、第1問に関しては、事案のみならず論点についても判例そのままなので論点を増やすべきであった、あまりにも判例に依拠しすぎでそれを知っているかどうかになってしまう、他の判例の事案と組み合わせての作題などの工夫があってもよかったかもしれないなどの指摘が、また第2問については、設問1と設問2のどちらで答えればよいかわかりにくく論点もやや乏しい、「地域合同労組」はその言葉だけでは学生には内容がわかりにくいのではないかと、昨年までと傾向が変わり受験生を戸惑わせたように思う、設問1と2の関係がわかりづらい、という指摘もあった。

以上を総合すれば、本年の問題の内容と難易度は、全体としては、例年と同様に適切なものとして良好な評価を行うことができるものと考えられる。

なお、出題趣旨・最低ライン点の設定については、出題趣旨につきおおむね穏当と考える、第2問につき「裁量（要件裁量）は認められないという判例の立場・・・に立つと、労働委員会においても、裁判所においても、不当労働行為の成否に関する同一の判断に基づいて救済の可否が決まることになる。」とある点には疑問がある（要件裁量が認められなくとも、司法救済における適用法規が異なりうると解することは可能である）などの、また最低ライン点につきおおむね穏当と考えるが第2問の難易度がやや高いことが今年度の最低ライン点上昇の理由かもしれないなどの意見が寄せられている。

(6) 租税法

回答を寄せた19校のうち、12校(63.2%)が「適切」、7校(36.8%)が「どちらかといえば適切」、と回答し、「どちらともいえない」、「どちらかといえば適切でない」、「適切でない」と回答したものはゼロという結果であった。昨年は、「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせても、71.4%であったのに比べると、今年は、「適切」と「どちらかといえば適切」が100%となっているため、きわめて高い評価となっているということができよう。

「適切」であるとした回答に付記された意見をみると、「租税法における最近の重要な問題を出題したもので適切と考える。」「全般として適切であると感じた。」「出題の中で対象になっている論点は、租税法学習の土台となる根本的な部分での論点であり、かつ、思考を要する論点であると思われるから。」「有名判例及び基本的知識の理解を問うものであると思われる。」「条文の構造および重要判例の意義と射程を理解した上で、具体的事案に則して法的な分析を展開できるかを問うている適切な出題である。」「所得税・法人税・手続法からバランス良く出題されていた。難易度も適切であった。」「著名な判例を題材としつつ、思考力を問う問題としている。」「いずれも法科大学院の『租税法』教育における基本的・典型的な論点をおさえつつ、応用的な視点も取り入れた良問。法科大学院教育の総仕上げとして相応しい。」など、きわめて高い評価が示されている。

「どちらかといえば適切」との回答に付記された意見の中には、「著名な最高裁判例や更正の請求など、租税法分野において学習すべき基本的内容が出題されている。」との評価のほか、「問題自身は適切だと思いますが、小問数が多く、時間が足りなかったのではないかと

と史料する。」「出題範囲からまんべんなく作問されているが、設問の数が多すぎる。」「いずれの設問も近年の裁判例の動向を踏まえた基本的なものであるが例年と比べてやや分量が多いように思われる。」「第1問前半は近年ジャーナリズムを賑わせた事件を題材とするが、当該事件の判決はまだ必ずしも評価が定まったものとは言えないこと、微妙な事実認定で結論が変わる可能性があることから、司法試験の問題としてはやや疑問が残る。同問後半と第2問はオーソドックスな論点であり、適切な出題と考える。ただし、全体としてやや分量が多すぎるのではないか。」など、分量が多いとの指摘が多く見られた。また、「出題は基礎的知識のレベルで妥当であるが、まだ出題されたことのない基礎的論点からも幅広く出題されることが望ましい。」との意見もあった。

本年度の租税法の出題は、所得税・法人税・手続法からバランス良く出題され、法科大学院の『租税法』教育における基本的・典型的な論点をおさえつつ、応用的な視点も取り入れた良問であるとして、大変高い評価が得られた。今後も、出題分野のバランス、設問の数、分量等の適切な設定に留意して、良問が作成されることが望まれよう。

また、出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見も多く寄せられているため、下記に掲げておきたい。「出題趣旨は、単なる条文や裁判例の情報だけではなく思考を必要とする基本的論点について記述させることで、思考を見ようとしているという評価ができよう。また、公開データから見た最低ラインは過度に高くも低くもなく、司法試験としての要求水準であると思われる。」「条文の構造および重要判例の意義と射程を理解した上で、具体的事案に則して法的な分析を展開できるかを問うている適切な出題である。」「思考力を問う問題が続いており、このような傾向でよいのではないか。」「いずれも授業で取り上げた論点であって、出題趣旨も明確で解説も予想通り。」「出題趣旨については適当であると思われるが、第2問設問3については、国税通則法23条1項と2項の関係について(2項が補充的関係にあるか否かについて)も検討を求める必要があるのではないか。」「第1問設問1(1)で事業所得該当性の記述を厚く求めるのは疑問である。」「学部での税法が全国的に3年以降の受講になっていることを考えると、1・2年から受講できる他の選択科目との関係で学習機会が確保される時間が異なり、不公平になる可能性がある。」などの意見が寄せられた。

なお、新たな法曹養成ルートの創設に伴う各科目の試験のあり方についても多くの意見が寄せられたため、紹介しておきたい。「選択科目について司法試験としての質(出題形式、分量、難易度、採点基準等)を適切に維持していくことが肝要である。」「法曹養成期間の短縮化と平仄を合わせる形でより基本的で素直な出題に努めていただきたい。」「今年度のような、基本をしっかりおさえる出題をぜひ継続してほしい。」「法人税法は難しいので、出題範囲を所得税に絞った方がよい。」「法人税法に代えて相続税法を試験範囲とすべきか検討しても良いのではないか。また、国税通則法・所得税法・法人税法についても、もう少し試験範囲を明確化すべきではないか。現状では、所得税法は国際課税や各種手続的規定も含めて一応試験範囲ということになっているが、実際には出題されたことがないようである。も

し、これらからも出題が許されるということになれば、教えるべき範囲は膨大になってしまふ。『基本的内容』いうのもどの範囲か不明である。」「『租税法』はすべての法学部で開講されているわけではなく、LS 生によっては LS 入学後に初めて勉強する学生もいるように思われる。一方、大規模大学法学部では学内に複数の租税法教員を擁して租税法関係だけでも総合して 8 単位以上の科目を学部段階で提供している大学もある。そのような学部間格差が LS での租税法学習に影響しないような試験水準であってほしいと思う。つまり、過度に技術的・知識的な点を問うというよりも、租税法令の構造的な理解を前提とした、思考を要求する局面を論点として狙ってほしい。」「選択科目は法科大学院 2 年次（既習 1 年次）からの受講になると思われるが、本科目はボリュームがあるため、次年度在学中に本年レベルの問題の解答能力を身に付けることは厳しいのではないか。」「出題の範囲、税目等について再検討が必要と思われます。」など、法曹養成期間の短縮化とかかわり、選択科目としての租税法の出題のあり方について、さまざまな意見があった。

(7) 倒産法

回答を寄せた 25 校中、「適切」と答えたのは 17 校 (68.0%)、「どちらかといえば適切」と答えたのは 6 校 (24.0%)、「どちらともいえない」は 1 校 (4.0%)、「どちらかといえば適切でない」は 1 校 (4.0%)、「適切でない」は 0 校 (0.0%) であった。無回答は 13 校 (34.2%) があった。「適切」と「どちらかといえば適切」をあわせると 23 校 (92.0%) であり、選択科目の平均 (85.0%) を上回っており、昨年度より約 3.1 ポイント増加している。

自由記載欄をみると、「適切である」との回答からは、「基本的な制度につき、事例に即して検討させる問題であり、大変に適切な問題と感じた。」「法科大学院における倒産法の教育内容との関係で適合的であり、本質的な出題がなされている。」「ヒントとなる判例は百選に掲載されている基本的なものである外、解答すべき制度も当該倒産処理法の特徴とリンクした基本的なものである。」「理論と実務で問題とされている課題について、巧みな事例化のもとで、適切な問いを立てていると考える。」「第 1 問 (1) は基本的な条文 (破 4 5 条) の理解を問う問題、同 (2) 否認制度の基本的理解 (詐害行為否認と偏頗行為否認の制度趣旨) を問う問題で「他人の債務の担保提供」というヒネリを加えた (設問にヒント／注意喚起あり) 良問、同 (3) は、基本判例を踏まえた否認制度の本質理解を問う問題であり、いずれも司法試験問題として良問である。第 2 問は、破産法と民事再生法の違いを具体的な事例を基に網羅的に問う問題であり、両法の法目的の違いなどを意識させた良問であると思う。当職も、第 2 問のような事例について、手続選択が可能となるレベルが司法試験レベルの到達点であると考えており、非常に良い問題である。」、等の意見があった。

「どちらかといえば適切である」との回答からは、肯定的評価として、「事例型であり難易度としても適正。」「学習上重要な点を問うている。」「一時期よりも容易化したように

思うが、この程度でよい。」との意見がみられた。一方、消極的評価として、「『試験時に施行されている法令』との趣旨が不明確。改正前民法に依らないとの趣旨と推測されるが、「施行されている法令」との表現では、民法附則も含まれてしまうため、改正前民法を排除するための記述としては不完全である。」、「第1問の設問2は、破産法160条3項の検討をさせない点で不自然である。」、「第2問は破産と再生との取扱いを対比して検討させる問題であるが、破産には特段の制度が設けられていない。破産にもなんらかの制度が設けられている点で対比させる問題である方が、よりよかった。」、「問題が平易である点は良いが、法的思考力の判断はしにくいのではないか。」との意見があった。

「どちらともいえない」との回答からは、「もう少し優しくてもよかった。」との意見が、また「どちらかといえば適切でない」との回答からは、「試験時間に比べ、設問（答えるべき事項）が多すぎる。」との意見があった。

以上を総合すれば、本年の問題は、基本的な制度に加えて、理論および実務上の重要な問題を、破産と民事再生の比較も交えて問うものであり、分量、内容ともに適切とする評価が大多数を占めるが、問題文での問い方に関する技術的な指摘も散見されるアンケート結果となっている。

なお、出題趣旨等については、「出題趣旨はもっと詳細に書くべき」、「出題趣旨とともに、設問毎の配点割合を示してほしい。」、「第1問2.で、「抵当権設定登記の抹消登記手続請求」とあるが、不動産の処分行為の否認の場合、否認の登記手続請求が通常ではないか（中山・金澤「破産管財の手引（第2版）」きんざい230頁）。」、「第2問で、F社の部品がA社に残存しているのかが問題文からは明らかでない。毎月末日締め翌月15日払いの仕入れの場合、令和2年4月中の仕入れにかかる代金が翌月15日支払予定の480万円と想定される。納品後1月強程度では、精密機械業の場合、部品がA社になお残存している蓋然性が相当程度ある。この場合、動産売買先取特権に基づく別除権の受戻しとして、F社に支払いが可能である（破産法2条9項）。実務では、本件のような事案の場合、とりあえず民事再生で申立てをして、裁判所許可による事業売却または再生計画による事業譲渡ができない場合（可決要件充たさず）、破産手続に移行し、保全管理人による売却または破産管財人による売却をする例がよく見られる。破産か再生のいずれかのみを選択するという判断をする例は少ないのではないか。また、破産申立または再生申立前に相当対価での事業譲渡を実行して、否認権の問題として対応する例もある。第2問は、上記のように、解答者によって起案内容が拡散する可能性が高い事案に関する設問である。このため、設例において更なる事実関係の限定及び採りうる手法の限定をする等の配慮が必要であったと考えられる。」、「最低ライン点は合理的だと思われる。」等の意見があった。

「新たな法曹養成ルートの新設に伴う各科目の試験のあり方について」の回答としては、出題範囲、難易度とも現状で良いとする意見がある一方で、範囲を破産法のみ、あるいは民事再生を残すとしても個人再生を除外すべきとする意見や、基本的な問題として難易度

を下げるべきとする意見、『何を解答すればよいのか?』が明確な短答式的な問題を織り交ぜる等々の工夫や配慮が必要」とする意見、「学部が期間が短縮されるため、倒産実体法の基礎となる民法の授業および知識が不足する可能性がある。あえて実体法の出題を増やすか、逆に減らすかべきかの検討が必要と思われる。」とする意見があった。

(8) 経済法

経済法について、回答のあった法科大学院は 20 校 (52.6%。昨年より 6 校の減少) で、無回答は 18 校 (47.4%) であった。

問題が「適切である」と評価したのは 5 校 (25%。昨年より 4 校の減少) で、選択科目全体の平均値 52.4%を大きく下回り、論文式試験科目全体で最下位となっている。「どちらかといえば適切である」と評価したのは 12 校 (60%。昨年より 3 校の増加) で、肯定的な評価をした法科大学院の数は昨年より 1 校減少して 17 校で、回答のあった法科大学院の 85%を占める。これは選択科目全体の平均値の 85.6%とほぼ同じであり、租税法、環境法、倒産法に次いで 4 番目に高い数字であった。

「適切でない」との回答は 0 校 (昨年と同数) で、「どちらかといえば適切でない」との回答も 0 校 (昨年より 5 校の減少) であった。否定的な回答は昨年 6 校減ったのに続いて今年も 5 校減り、ゼロとなった。なお、「どちらともいえない」との回答は昨年と同様 3 校 (15%) であった。

「適切である」、「どちらかといえば適切である」とする回答は、経済法の基本的理解を問う適切な事例問題であること、最近の実務の動向を適切に取り込んだ出題で、独占禁止法の基本的な理解を前提に論点を見出し、問題文の事実法を適用して結論を導く法的な能力を問う適切な問題であること、受験者の実力を確認する上では適切な難易度であること、事案の分析と法解釈とのバランスがよく、競争停止と競争者排除を複合させながらの総合的な思考能力をみる問題として、とてもよくできた問題であること、をその理由として挙げる。しかし同時に、事実関係が複雑であり、丁寧に検討して答案を作成するには時間が足りず、情報処理の手際の良さで評価が決まってしまうことを懸念する多数の意見があった。

個々の設問については、第 1 問について、「出題趣旨にもかかわらず間接事実の法的評価の処理は簡単ではない」との意見、「甲市場と乙市場の両方について市場閉鎖効果と協調的競争停止を分析する必要があるところ、甲市場の競争制限効果は乙市場にも関係してくる点で更に複雑化しており、これを短時間で分析・表現する能力まで司法試験の段階で必要か、疑問がある」との意見、「甲製品の販売市場における投入物閉鎖に加えて甲製品の購入市場における顧客閉鎖についても検討させるのが出題趣旨であれば、販売市場の市場シェアに加えて、購入市場の市場シェアについても情報が与えられるべきである。購入市場での市場シェア及び購買力は、甲部品を用いた乙機器の販売市場における市場シェアによりおおそ推定できるが、乙機器の製造原価に占める甲部品の仕入れ原価の割合が大きくないことから、正確な判断を行うことができない。顧客閉鎖を判断するに際し、購入市場の市場シェ

アが重要な判断要素となるところ、乙機器の製造販売市場における製造余力等で顧客閉鎖について検討するには情報が不足している」との意見があった。第2問については、「適用可能な条文が複数存在し、さらに社会公共目的による正当化の可能性も検討するとなれば、解答時間と紙幅が不足する」との意見、「出題趣旨は明確で良問だが、少数有力説（閉鎖型市場支配力）を採り、8条1号該当性を検討した場合に、どのように採点するのが問題になる」との意見、「事実関係が受験生にあまり馴染みがないもので、また、問題を検討する際に環境保全や公衆衛生といった観点も踏まえなければならないもので、受験生にとってかなり酷であり、経済法の問題としては必ずしも適当ではない」との意見があった。

出題趣旨については、「8条3号について「自由競争減殺」を効果要件として説明しているが、3号には効果要件にあたる文言がないため、解釈論が必要である」との意見、「カルテルは最も重要な行為類型であり、一般的なカルテル事案を毎年出題すべきである」との意見、「第一問目では、秘密情報へのアクセスについて、協調的行動との関係でのみ記述されていたが、単独行動との関係でも論じる必要があるのではないか。第二問では、8条5号が勧奨で足りるという解釈を書くよう求めているが、このことは多くの教科書では読んで分かるようには書かれていないうえ、いずれの解釈でも結論に差がないから、細かな知識である」との意見、「適用可能な複数の規定についても言及されており有益である」との意見、「第2問については、「8条1号違反」と構成した場合、第1問と似たような問題を論じることになる上、最も適切な適用法条であると思われ、出題趣旨にあるような検討をしなかった答案の評価をどのように公平・適正に行うのか、課題が残っている」との意見があった。

試験のあり方については、下記の意見があった。

- ・選択科目は法科大学院での教育が必須であり、司法試験において選択科目を従来通り維持することが必要である。予備試験は存在意義においても疑問があり、廃止すべきである。

- ・実務における最先端の論点ではなく、経済法上の基礎的な論点及びその判審決等を理解し、適切にその知識を応用できる問題を出題することが望ましい。また、経済法の知識を持った法曹が養成されることで、適切な主張・立証及び裁判官の適切な判示に繋がってきている。この点は新司法試験制度の大きな成果の一つであり、選択科目がこれまで通り維持されていくことが強く望まれる。

- ・経済法をマスターするには、法律的な知識等のほか、企業社会一般に対する理解や経済学的知識も必要となるが、学生がこれらに十分に対応できるだけの時間的余裕は少なくなると考えられるため、経済法の試験問題については、できるだけ簡素なものとするのが適当と考える。

- ・法曹コースの3年目に経済法の基礎知識を教授する科目を置くことが肝要である。

- ・司法試験選択科目での受験を通じて、確実に基幹法律科目以外の基礎的な素養が広がっている。法科大学院出身の判事が担当する下級審レベルでの判決では、選択科目の法分野の全体像を理解した上で、重要部分をしっかりと押さえた司法判断が出始めており、公正取引委

員会が出す行政処分に対する司法審査の水準・精度が上がっている。この良い流れを断ち切ることをないように、選択科目の廃止・縮小は特に慎重に検討していただきたい。また、試験時間 3 時間という少し長めの時間を今後も確保していただきたい。

(9) 国際関係法（公法系）

アンケートへの回答は 20 校 (54.1%) からあった。これは昨年から比べると 1 校の増加であった (無回答が 17 校)。そのうち、出題について「適切」と評価するものは 12 校 (60.0%) であり、過半数を上回っていた。「どちらかといえば適切」とするものは 4 校 (20.0%) で、合計すれば 16 校 (80.0%) が一応適切であると評価している。「どちらともいえない」とするのは、2 校 (10.0%) であった。「どちらかといえば適切でない」は 2 校 (10.0%) であり、「適切でない」という回答はなかった (0 校, 0.0%)。昨年度は、「適切」と「どちらかといえば適切」が合わせて 16 校 (84.2%) であり、回答数の絶対値では変わらないが、今年度は回答校が 1 校増加したため、割合としては微減している。

選択科目平均では、「適切」または「どちらかといえば適切」という回答の割合は 85.6% であり、国際関係法(公法系)の 80.0% は知的財産法 (76.2%) に次いで低く、平均値よりも 5.6% 低い。逆に「どちらかといえば適切でない」と「適切でない」の合計は、国際関係法(公法系)は 10.0% で労働法 (11.5%) に次いで高い数字であった。選択科目の中では、相対的に出題への評価が厳しいことが窺われる。

試験問題についてのアンケート結果は以下のとおりである。「適切である」、「どちらかといえば適切である」とする回答のほぼすべては、その理由として、基本的な論点や知識を問う問題であり、国際法の基礎的知識・学力があり、国際関係法(公法系)の主要判例を適切に理解していれば解答することができる問題である点を挙げている。特に第 1 問は、国際関係法(公法系)が押さえておくべき論点を適切に問いつつ、単なる判例の暗記では適切な解答にまでは到らず、応用力も確認できる点が評価されている。もっとも「適切である」という回答においては、第 2 問に対する否定的な言及はないが、「どちらかといえば適切である」という回答のうち 75% には、第 1 問は適切であるとしつつ、第 2 問については、テーマ、問題文の長さや表現方法、難度が高い点など、なんらかの否定的な指摘がみられる。また、「どちらともいえない」とする回答があった 2 校は両者とも、第 1 問は適切であるとしつつ、第 2 問のテーマや問題の文章表現への注文などがつく。出題につき肯定的にとらえた法科大学院は、概して、第 1 問は適切、第 2 問には一定の問題がある、という評価を下していると言い得るだろう。

ところが、上記の評価は、「どちらかといえば適切でない」と回答した 2 校では異なる。「どちらかといえば適切でない」と評価した法科大学院は、第 2 問にも問題はあるが、むしろ第 1 問の方に本質的な問題がある、と判断する。具体的には、国際関係法(公法系)を深く学び、より多くの知識を備えた学生はかえって解答に迷い、出題趣旨からはずれた解答に到る可能性が高まることから、第 1 問について指摘されている。第 2 問についての評価とし

ては、問題の文章表現に対するものと、それに関連して質問の意味がわかりにくい点が受験生の解答への支障となるというものがあった。

出題趣旨・最低ライン点の設定についての意見についても、第2問に対するものが目立った。出題趣旨と問題文の間の矛盾を指摘するもの、出題趣旨には記されていない一定の論点を出題趣旨に含めるべきであったとするもの、また、出題趣旨に沿う過不足のない解答を受験生に求めることは負担が大きすぎるのではないか、という点などである。もっとも、出題趣旨および最低ラインともに適切であった、というコメントも見られた。

新たな法曹養成ルートの創設に伴う国際関係法（公法系）の試験のあり方については、大多数の回答は、現在の日本を取り巻く環境、日本のグローバル化、グローバル人材養成という観点などから国際関係法（公法系）の重要性を確認し、選択科目に置かれ続けることが必要であるとするものであった。また、国際関係法（公法系）の重要性と短期間の法科大学院の学習過程における受験準備の困難などに鑑みて、基本論点を押さえ、単一の論点についての確な説明ができることにとどめる出題を工夫すべきであるというコメントも複数あった。これに関連し、他の選択科目に比して、従来、国際関係法（公法系）は、出題意図が不明の問題が多く、受験者数が少ないのは科目の特性というより出題傾向にあるという厳しい見解もみられた。

（10）国際関係法（私法系）

国際関係法（私法系）についての22校の回答のうち、適切と評価するものが15校（68.2%）、どちらかといえば適切であるとするものが3校（13.6%）となっており、積極的に評価するものは81.8%となっている。他方で、どちらともいえないとするものが2.5校（11.4%）、どちらかといえば適切でないとするものが1.5校（6.8%）、適切でないとするものが0校（0.0%）であった。

こうした割合を昨年度と比較すると、適切とするものが大きく増大したため（25.9%から68.2%）、どちらかといえば適切と評価するものが減少したとしても（29.6%から13.6%）、積極的に評価するものが大きく増加する結果となっている（55.5%から81.8%）。なお、その分だけどちらともいえないとするものが減少し（29.6%から11.4%）、どちらかといえば適切でないとするものも減少している（11.1%から6.8%）。また、適切でないとするものも、昨年度は1校あったものの（3.7%）、今年度は無くなっている。

このようにみても、昨年度と比較した場合、評価の著しい上昇が見受けられるということになる。具体的な評価の中にも、基礎的・スタンダードな問題である点、基礎的な理解を問うと同時に応用力も試されている点、実務上よく扱う問題である点、狭義の国際私法と国際民事訴訟法のバランスがとれている点、ウィーン売買条約の実体的問題が出題された点などに高い評価が寄せられている。

もっとも同時に、問題が単純すぎて受験生の間に差がつかない、問題量が多すぎる

ためじっくりと考えさせることができないといった批判も寄せられており、注意を要する。

3年前まで年を追うごとに積極的に評価する意見の割合が低下していたが、一昨年においてその状況が大きく改善された。にもかかわらず、昨年においては再び評価を大きく下げたが、本年において挽回できたと評価できるであろう。その意味で、本年の問題の傾向は維持されるべきといえようが、しかし、上記のような批判が存在しているという点は勘案されるべきであろう。

(11) 環境法

今年度は14校からの解答があり（前年度16校から若干減少）、「適切」とするものが6校（42.9%）、「どちらかといえば適切」とするもの7校（50.0%）、「どちらともいえない」とするもの1校（7.1%）で、「適切」と「どちらかといえば適切」を合わせた積極的な評価が92.9%と前年度の71.9%から大幅に増えている。前年度は、「適切」と回答したのが46.9%、「どちらかといえば適切」が25.0%、「どちらともいえない」が21.9%、「どちらかといえば適切でない」が6.3%だったので、「どちらともいえない」と「どちらかといえば適切でない」から多くが「どちらかといえば適切」に変化したような数値になっている（「適切」から「どちらかといえば適切」にも若干流れているようである）。

おそらく、今年度の設問が、法制度の基本的な部分の理解を問うもので、細かい論点や近年の法改正など授業で十分に時間をかけることができないことを問う内容ではなかったことが、積極的な評価が多いという結果の原因であろう。実際、付記意見を見ると、「基本的な問題である」とか「基本的な知識を問う良問」、「オーソドックスな内容であり、問題水準も適切かつ穏当」、「基本的理解を確認する適切な主題」といった評価が多く、基本的な理解を問う出題であったという理解がほぼ共通になっているようである。但し、第1問に関して、「法規定の適用基準等を定める施行令、施行規則をかなり詳細に示し、その構造を理解して適切に説明するには、時間もかかり、受験生の処理能力により難問と感じる者もあろう」、第2問に関して「施行規則の読みこなしと適用、ホテル再建計画の経緯と内容も踏まえた法適用の論点を示すには、時間が足りない」といった指摘があり、この点が、「基本的理解を確認するための適切な出題」という評価が「適切」という回答に結びつかない原因であろう。他にも、「従来型その他論点処理問題の踏襲」といった指摘や、第2問に関してであるが、端的に、「資料が少し分かりにくかった」という指摘があり、上述のような推論を裏付けていると思われる。また、問題自体は平易であるとしても、限られた時間の中でどこまで書けばいいのかが不明であるとの趣旨の指摘もあったが、求められる解答の水準に関する誘導ないしヒントが出題文の中に用意されていれば、受験生が問題を読み解くための処理時間を短縮できたのかもしれない。

基本的な内容の出題を求める意見は少なくなく、とりわけ3+2との関係で、「関係法令の適用に関する典型例や、重要な判例をベースとした出題が適当である」、「今まで以上に基

礎知識を問う問題にする必要がある」、「出題の難易度を十分に考慮する必要がある」といった指摘がなされている。さらに、出題範囲についても絞り込みを求める意見（大気汚染防止法，水質汚濁防止法，土壤汚染対策法，環境影響評価法，廃棄物処理法，自然公園法の6法でよいのではないかという意見）があった。なお，環境法の現代的課題に関する領域（円るぎー，気候変動，生物多様性，循環）を出題範囲とすべし，とする違った角度からの出題範囲見直しを求める意見もあった。

司法試験等検討委員会（50音順，本報告書作成に関わった委員のみ）

青木 節子（慶応義塾大学）青木 孝之（一橋大学）大澤 逸平（専修大学）

小幡 純子（上智大学）工藤 敏隆（慶応義塾大学）桑原 勇進（上智大学）

高橋 直哉（中央大学，主任）早川 徹（関西大学）早川 吉尚（立教大学）

松本 和彦（大阪大学）森戸 英幸（慶應義塾大学）

2020司法試験アンケート回答データ（＊小数点第2位を四捨五入）

		適切	どちらか といえば 適切	どちらとも いえない	どちらかと いえば適切 でない	適切で ない	回答合計	無回答	総計	
全体		263.5	211.5	28.5	12.5	4	520	163	683	
		50.7%	40.7%	5.5%	2.4%	0.8%	76.1%	23.9%		
短 答 式 に つ い て	短答全体	57	48	2	0	0	107	7	114	
		53.3%	44.9%	1.9%	0.0%	0.0%	93.9%	6.1%		
	憲法	20	14	0	0	0	34	4	38	
		58.8%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%	89.5%	10.5%		
	民法	22	15	0	0	0	37	1	38	
		59.5%	40.5%	0.0%	0.0%	0.0%	97.4%	2.6%		
	刑法	15	19	2	0	0	36	2	38	
		41.7%	52.8%	5.6%	0.0%	0.0%	94.7%	5.3%		
論 文 式 に つ い て	論文全体		206.5	163.5	26.5	12.5	4	413	156	569
			50.0%	39.6%	6.4%	3.0%	1.0%	72.6%	27.4%	
	必修全体		119	108	12	4	3	246	20	266
			48.4%	43.9%	4.9%	1.6%	1.2%	92.5%	7.5%	
	公法系	憲法	18	13	1	0	2	34	4	38
			52.9%	38.2%	2.9%	0.0%	5.9%	89.5%	10.5%	
		行政法	15	15	3	2	0	35	3	38
	42.9%		42.9%	8.6%	5.7%	0.0%	92.1%	7.9%		
	民事系	民法	17	20	1	0	0	38	0	38
			44.7%	52.6%	2.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
		商法	14	18	2	0	0	34	4	38
			41.2%	52.9%	5.9%	0.0%	0.0%	89.5%	10.5%	
		民事訴訟法	24	11	1	0	0	36	2	38
	刑事系	刑法	66.7%	30.6%	2.8%	0.0%	0.0%	94.7%	5.3%	
			12	17	3	1	1	34	4	38
		刑事訴訟法	35.3%	50.0%	8.8%	2.9%	2.9%	89.5%	10.5%	
			19	14	1	1	0	35	3	38
		54.3%	40.0%	2.9%	2.9%	0.0%	92.1%	7.9%		
	選択全体		87.5	55.5	14.5	8.5	1	167	136	303
			52.4%	33.2%	8.7%	5.1%	0.6%	55.1%	44.9%	
	知的財産法		7	9	3	2	0	21	17	38
			33.3%	42.9%	14.3%	9.5%	0.0%	55.3%	44.7%	
	労働法		13.5	7.5	2	2	1	26	12	38
			51.9%	28.8%	7.7%	7.7%	3.8%	68.4%	31.6%	
	租税法		12	7	0	0	0	19	19	38
			63.2%	36.8%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	
	倒産法		17	6	1	1	0	25	13	38
			68.0%	24.0%	4.0%	4.0%	0.0%	65.8%	34.2%	
	経済法		5	12	3	0	0	20	18	38
			25.0%	60.0%	15.0%	0.0%	0.0%	52.6%	47.4%	
	国際関係法(公法)		12	4	2	2	0	20	17	37
			60.0%	20.0%	10.0%	10.0%	0.0%	54.1%	45.9%	
	国際関係法(私法)		15	3	2.5	1.5	0	22	16	38
			68.2%	13.6%	11.4%	6.8%	0.0%	57.9%	42.1%	
	環境法		6	7	1	0	0	14	24	38
			42.9%	50.0%	7.1%	0.0%	0.0%	36.8%	63.2%	

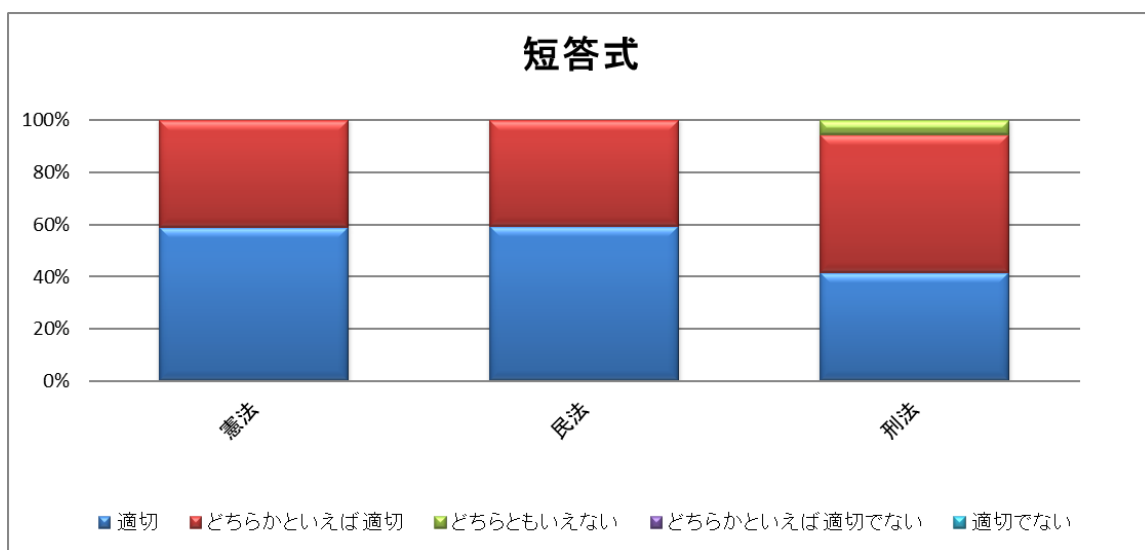
全44校中38大学から回答あり。

回答種別の％は、回答数に対する比率を表示している。

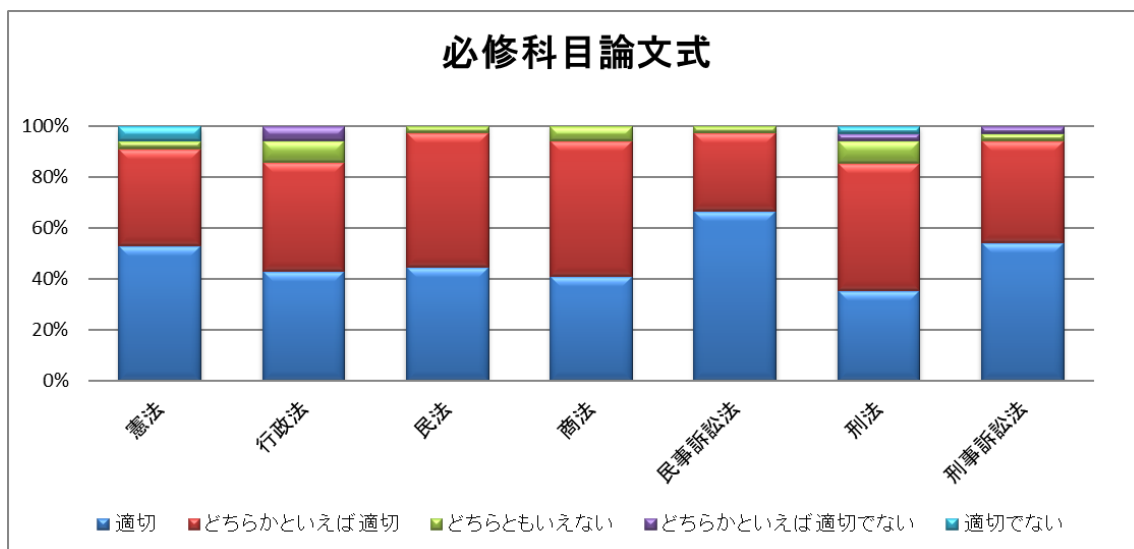
回答数中に小数点のあるものは、1回答校に複数の種別の回答があったものの比率を小数点に表示している。

※割合計算の結果、各合計が 100％とならないことがあります。

	短答式				
	適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
憲法	20	14	0	0	0
民法	22	15	0	0	0
刑法	15	19	2	0	0



		必修科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
公法	憲法	18	13	1	0	2
	行政法	15	15	3	2	0
民事系	民法	17	20	1	0	0
	商法	14	18	2	0	0
	民事訴訟法	24	11	1	0	0
刑事系	刑法	12	17	3	1	1
	刑事訴訟法	19	14	1	1	0



		選択科目論文式				
		適切	どちらかといえば適切	どちらともいえない	どちらかといえば適切でない	適切でない
選択科目	知的財産法	7	9	3	2	0
	労働法	13.5	7.5	2	2	1
	租税法	12	7	0	0	0
	倒産法	17	6	1	1	0
	経済法	5	12	3	0	0
	国際関係法(公法系)	12	4	2	2	0
	国際関係法(私法系)	15	3	2.5	1.5	0
	環境法	6	7	1	0	0

